

佐久会場

平成27年1月1日、改正相続税法が施行されました。この改正では基礎控除が大幅に引き下げられるなど、皆さまの生活にも大きな影響が考えられます。私たち、司法書士と税理士は、相続手続（遺産分割、相続放棄、相続登記など）、相続税、贈与税のエキスパートとして、皆さまの疑問にお答えします。この機会に、相続について考えてみませんか？

司法書士・税理士による 相続・贈与**無料**合同相談会

開催日 平成28年11月12日(土)

受付時間 13時～16時

予約不要

相談会場 佐久市 市民創錬センター

多目的室

(〒385-0011 佐久市猿久保 165 番地 1)

主催 長野県司法書士会

関東信越税理士会佐久支部

問い合わせ先 TEL 026-232-7492

長野県司法書士会総合相談センター